

○昭和48年度における期末手当の割合等の特例に関する規程

〔昭和48年12月21日〕
規程第70号

- 1 昭和48年度に限り、長崎県市町村職員共済組合職員給与規程（昭和37年12月12日規程第4号）第17条の規定の適用については、同条第2項中「100分の50」とあるのは「100分の20」と、「100分の200」とあるのは「100分の230」とする。
- 2 職員給与規程第17条第2項及び前項の規定により、昭和49年3月に支給を受けるべき期末手当の額が第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額より低い額となる職員に対して同月に支給する期末手当の額は同条及び同項の規定にかかわらず、当該残額に相当する額とする。
 - (1) 前項の規定を適用しないものとした場合に、給与規程第17条の規定により昭和49年3月に支給を受けることとなる期末手当の額
 - (2) 昭和48年12月に支給を受けた期末手当の額に230分の30を乗じて得た額
- 3 昭和48年12月2日以後に新たに給与規程第17条の規定の適用を受ける職員となった者に対して昭和49年3月に支給する期末手当については、第1項の規定は適用しない。

附 則

- 1 この規程は、昭和48年12月21日から施行する。
- 2 職員が昭和48年12月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員給与規程に基づいて支給を受けた期末手当は、この特例の規定による期末手当の内払とみなす。
- 3 前項に定めるもののほかこの施行に関し必要な事項は、理事長が定める。